

資料－ 1

滋賀県公共事業評価監視委員会

令和8年3月9日

【 報 告 】

第3回委員会審議案件の「今後の方針」について

個別事業

- ①『県営かんがい排水事業』の再評価
- ②『県営農地防災事業』の再評価

対応方針

事業名	県営かんがい排水事業 日野川地区	事業主体	滋賀県
		施工箇所	近江八幡市、 竜王町、東近 江市、日野町
<p>県営かんがい排水事業 日野川地区は、下記の理由により、継続実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 本事業は、農業水利施設の機能を保全することにより、地域農業の生産効率の向上および農業経営の改善に寄与する。</p> <p>② 省エネルギー設備への更新により、維持管理にかかる費用の低減が実現されつつあることから、昨今のエネルギー価格高騰に対して必要不可欠な事業である。</p> <p>③ 関係する地元や受益土地改良区および関係市町は、事業継続し計画的な事業完了を強く要望されている。</p>			

対応方針

事業名	県営農地防災事業 大井川1期地区	事業主体	滋賀県
		施工箇所	長浜市

県営農地防災排水事業 大井川1期地区は、下記の理由により、継続実施するものとする。

記

- ① 本事業は、災害防止に効果があるとともに、早期に完成させることにより、大井川および鬼川の流域住民に安心感を与え、大井川および鬼川流域の排水改良に不可欠である
- ② 排水条件の改善により、水田の汎用性が大幅に向上し、地域農業の多角化に寄与する
- ③ 関係する地元や土地改良区および関係市から、大井川1期地区の早期整備完了が強く望まれている。